

府中市生涯学習センター利用団体のロッカー使用に関する基準

(趣旨)

1 この基準は、府中市生涯学習センター(以下「センター」という。)のロッカー利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用できる者の範囲)

2 ロッカーを利用できる者は、センターを主な活動拠点(※1)とする団体で、かつ府中市教育委員会に登録した社会教育関係団体、または生涯学習センターが認めた団体とする。また、ロッカーに保管できる物は、センターで活動するうえで必要な団体の共有物であり、かつ活動日にセンターへの運搬が困難なものとする。(※2)

(利用の承認)

3 ロッカーを利用しようとするもの(以下「ロッカー利用者」という。)は、あらかじめ利用申請書を提出し、利用の承認を受けなければならない。また、利用申請内容に変更が生じた場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

(利用承認の期間)

4 ロッカーの利用承認の期間は、承認日の属する年度内とする。

(使用料)

5 ロッカーの使用料は、無料とする。

(ロッカーの種類)

6 センター1階ロッカー室のロッカーのうち、当日限りの利用に供している個人用ロッカーを除いたものとする。

(ロッカーの抽選)

7 ロッカーの利用希望者が多い場合は、抽選とする。

(利用できるロッカーの数)

8 利用できるロッカーの数は、1団体1個とする。

(鍵及び内容物の管理)

9 ロッカーは必ず施錠し、鍵及び内容物の管理は、利用者が責任を持ってこれを行う。鍵を紛失した場合は、ロッカー利用者が負担する。(※3)

(禁止事項)

10 危険物、センターの利用者に迷惑のかかる物、公序良俗に反する物及び管理上支障の生じる恐れのある物の保管のために利用することはできない。

(転貸又は譲渡の禁止)

11 ロッカー利用者は、承認を受けた者以外にそのロッカーを使用させてはならない。

(原状回復の義務)

12 ロッカー利用者が、その利用を終了したとき、又は、上記の禁止事項に違反した場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

※1…主な活動拠点の判断は「府中市公共予約システム」から照会したセンター利用状況により、前年度中に概ね10単位程度使用していることを条件とする。但し、特別事情がある場合は、この限りではない。

※2…個人所有物は対象外とする。また、会の運営に関する活動記録や活動報告等の保管は認めない。

※3…安全管理上のため、合鍵の作製はご遠慮ください。